

滋賀県事前協議での意見および対応

各項目のページ数は、素案中間修正案に対応しています。

	頁	意見等	担当課等	考え方	対応方法	県回答
1	5	[人口の動き] 「滋賀県全体（0～14歳16.4%、65歳以上16.1%）」 「滋賀県全体（0～14歳16.4%、65歳以上16.1%）」	市町村合併 推進支援室	P5の該当箇所を以下のとおり修正します。 「滋賀県全体（0～14歳16.4%、65歳以上16.1%）」 「滋賀県全体（0～14歳16.4%、65歳以上16.1%）」	書き換え	参考
2	5 17 30 31	[外国人との交流について] 新市の外国人比率は、3%で県平均を1%以上上回ることになり、その6割がブラジル人などのいわゆるニューカマーであるが、このような動きをP5の「人口の動き」において記述されたほうがよいと思われる。 また、P17の「多様な交流活動の展開」「お互いを認め合う人権尊重のまちづくり」においても、外国人との交流・人権問題等について記述されるとともに、P30のまちづくり協議会の中に「外国人代表」等を加えればどうか。	東近江地域 振興局	素案のとおりとします。 (新市内における外国人の多い状況は充分承知しているところですが、新市の概況では、主な項目の状況について簡単に記載をしておき、特に人口の動きでは、合併の背景となる指標内容にしばって記載しています。) (外国人との交流・人権問題等については、現在も地域での交流活動や生活相談等の事業に取り組んでいますが、今後さらに外国人の増加が予想される中、新市の施策として相談体制の充実や人権尊重のまちづくりへの取り組み、国際交流活動の推進などにより、誰もが暮らしやすい環境整備を計画に盛り込んでいるところです。) (まちづくり協議会は、地域にお住まいの全ての住民が、まちづくりに主体的に参加するための仕組みであり、外国人の方々の参加や意見も十分配慮されるべきものと考えます。)	素案の とおり	提案
3	6	[農業] 第2種兼業は統計用語として廃止されている。主業農家、準主業農家、副業的農家のセットで用いるか、専業・兼業セットで使いたいのであれば、第2種兼業農家とせずに単に兼業農家とするか、どちらかが良いと思われる。	農政課	P6の該当箇所を以下のとおり修正します。 「…その内、第2種兼業農家が78%を占め、専業農家は5%です。…」 「…その内、兼業農家が95%を占め、専業農家は5%です。…」	書き換え	参考
4	13	[(6) 市民生活、地域経済を支えるまちづくり] 4行目「そのため」以降、「国道」「公共交通ネットワーク」の間に、「びわこ京阪奈線(仮称)鉄道建設構想の実現をめざすとともに」を加えていただきたい。 びわこ京阪奈線(仮称)鉄道建設構想の推進は、新市の発展に非常に大きなインパクトを及ぼすものと考えられ、新市建設計画に明確に位置づけておくことが不可欠と思われる。	東近江地域 振興局	P13の該当箇所を以下のとおり修正します。 「そのため、国道を軸とした幹線道路の整備促進を図るとともに、…高齢者など交通弱者が安心して交流できる公共交通ネットワークの強化に努めます。」 「そのため、国道を軸とした幹線道路の整備促進を図るとともに、…高齢者など交通弱者が安心して交流できるよう、鉄道やバスなど公共交通ネットワークの充実強化に努めます。」 鉄道やバスの位置づけを明確にしました。 なお、まちづくりの基本的な方向は、施策の方向性を記載していることから、具体的な事業は第3章新市の施策に記載することとしており、びわこ京阪奈線(仮称)鉄道建設構想についても同章で計画しているところです。 参考 P28「びわこ京阪奈線(仮称)鉄道建設構想の推進を図ります。」	書き換え	提案
5	15	[新市の広域交流図] 「国道421号や第二名神高速道路などの整備により」とあるが、びわこ京阪奈線(仮称)鉄道建設構想の推進についても言及していただきたい。	東近江地域 振興局	P15の該当箇所を以下のとおり修正します。 「…国道421号や第二名神高速道路などの整備により、さらにその立地を活かした…」 「…国道421号や第二名神高速道路の整備、さらにびわこ京阪奈線(仮称)鉄道建設構想の推進などにより、その立地を活かした…」 新市の広域交流の可能性を高める事業として記載します。	書き換え	提案
6	16 29	[河川整備、治山対策の推進] 「河川整備・治山対策の推進」 「河川整備・治山、砂防対策の推進」	砂防課	P16・29の該当箇所を以下のとおり修正します。 「河川整備・治山対策の推進」 「河川整備、治山・砂防対策の推進」 砂防については、新市の東部地域をはじめ重要な事業として実施されていることから。	書き換え	提案

県回答欄について

要請…県事業の実施方針や合併特例法等に照らして修正の必要があるもので、これに対応されない場合は本協議において異議なしとしない場合があるもの。

提案…県の構想・計画との整合等に関する提案として示すもので、計画に盛り込むかどうかも含め再検討されることを期待するもの。

参考…文言整理等に係り、参考に供するもの。

滋賀県事前協議での意見および対応

各項目のページ数は、素案中間修正案に対応しています。

頁	意見等	担当課等	考え方	対応方法	県回答
7 19	<p>[環境にやさしい循環型社会の構築]</p> <p>「ゴミの減量化とリサイクル・リユースによる循環型社会の形成を進めます。また、菜の花エコプロジェクトの推進や環境学習拠点における市民意識向上のための学習機会の提供等を積極的に進めます。」の下線部について</p> <p>平成 15 年 10 月に施行された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」では、持続可能な社会を作っていくために、国民や民間団体などの自発的な取組が必要だとして、環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習（環境教育）と単に知識を教授することではなく、一人一人のやる気に直接結びつくような情報提供や体験の機会の提供などの取組（環境保全の意欲の増進）も含めて推進しようとしている。</p> <p>持続可能な社会を実現していくためには、市民一人ひとりの自覚と実践が基本であり、自然環境の保全、循環型社会の構築等の推進にとって、市民等の環境に対する理解と知識を高め、行動する意欲につなげる環境学習が行われることが重要なことから、法律の趣旨を踏まえた環境教育や環境学習を推進する内容の項目を独立して掲げられてはと考える。</p>	エコライフ推進課	<p>素案のとおりとします。</p> <p>（環境教育や環境学習については、ご指摘の項目だけでなく、P24「子どもの教育環境の充実と青少年の健全育成」においても充実を図ることとしています。また、P25「地域文化の保存・継承・創造」においては、環境保全等の取り組みを環境文化の創造にまで高めていくことを目指しています。）</p> <p>参考</p> <p>P24「…また、自ら考え行動できる力を育てる環境教育の充実を図ります。…」</p> <p>P25「環境保全やリサイクルなど、地域での環境に対する取り組みを積極的に支援し、地域環境文化の創造、発信を目指します。」</p>	素案のとおり	提案
8 20	<p>[快適な暮らしを支える良好な住環境づくり]</p> <p>「この地域が緑の湖(うみ)となる取り組みを住民とともに積極的に推進し、美しい景観づくりに努めます」と記述されているが、新市の合併記念として永源寺町から下流域までつなく「もみじ街道」の整備について、具体的な検討をされてはどうかと考える。</p>	東近江地域振興局	<p>素案のとおりとします。</p> <p>（まちづくり計画では、新市の田園、河辺、森林に広がる緑の保全に留まらず、積極的に市街地の緑化をはかり、街じゅうが緑いっぱいになる取り組みを住民とともに進めることを目指した施策を、緑の湖(うみ)づくりと表現しています。提案は、特色を持った緑の空間を広げていくことで、観光資源に活用することも可能となると考えます。具体的な施策は今後検討していくこととなりますが、整備を進める公共事業用地の活用、植栽や維持管理における市民との協働などを視野に、緑いっぱいの景観が連なる美しく潤いのあるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えます。）</p>	素案のとおり	提案
9 20 21	<p>[市民の暮らしを守る安全安心のまちづくり]</p> <p>「防災情報ネットワーク」は、国や県、市町村を結ぶ防災情報システムと混同する恐れがあるので記述について検討してほしい。</p>	東近江地域振興局	<p>P20 の該当箇所を以下のとおり修正します。</p> <p>「…ケーブルテレビ網などの情報通信網を活用した、<u>防災情報ネットワーク</u>を早急に構築します。」</p> <p>「…ケーブルテレビ網などの情報通信網を活用した、<u>市民の防災情報ネットワーク</u>を早急に構築します。」</p> <p>混同することのないよう新市と市民の防災情報ネットワークであることを明確にします。</p> <p>P21 は素案のとおりとします。</p> <p>（主要事業「地域防災情報ネットワークの構築」と明確にしています。）</p>	書き換え	提案
10 20	<p>[市民の暮らしを守る安全安心のまちづくり]</p> <p>消費者保護基本法では、第 15 条第 2 項において「市町村（特別区を含む）は、事業者と消費者との間の取引に関して生じた苦情の処理のあっせん等に努めなければならない。」とされており、新市においても消費者行政の中核施設としての消費生活センターの設置など消費生活相談窓口の機能充実に向けて明確に記載していただきたい。</p> <p>（滋賀県に 18 ある消費生活相談窓口【県 7、市町 11】における相談件数は、増加の一途をたどっており、平成 14 年度にはついに 1 万件の大台を超え、12,396 件となっている。これは、前年度と比較して約 26%の増、5 年前の平成 9 年度と比べると約 2 倍の増加となる。当該地域においても、八日市市の窓口をはじめとする県内の相談窓口に寄せられた 1 市 4 町居住者の相談件数が 635 件にのぼっており、前年度の 434 件と比較して約 46%以上の増となっている。）</p>	県民生活課	<p>P20 の該当箇所を以下のとおり修正します。</p> <p>「…連携を深め、<u>啓発・相談体制の充実強化を進めます。</u>」</p> <p>「…連携を深め、<u>消費生活相談窓口機能など相談体制の充実強化・啓発活動の推進を図ります。</u>」</p> <p>市民相談全般の窓口だけでなく、消費生活についてより専門性を高めた体制の充実を図ることを予定しているため。</p>	書き換え	提案
11 21	<p>[市民の暮らしを守る安全安心のまちづくり]</p> <p>「・歩道や自転車道路など交通安全施設の整備」を</p> <p>「・歩道や自転車道など交通安全施設の整備」に訂正されたい。</p>	警察本部 交通企画課	<p>P21 の主要事業中の該当箇所を以下のとおり修正します。</p> <p>「…歩道や自転車道路など交通安全施設の整備…」</p> <p>「…歩道や自転車道など交通安全施設の整備…」</p>	書き換え	参考

滋賀県事前協議での意見および対応

各項目のページ数は、素案中間修正案に対応しています。

頁	意見等	担当課等	考え方	対応方法	県回答
12 22	[互いに支える地域福祉の充実] 平成 15 年 4 月から社会福祉法において、「市町村地域福祉計画」が位置づけられた。地域福祉計画は地域福祉を総合的に推進するための大きな柱になるものであり、新市のまちづくりを進めていくことについて、「地域福祉計画の策定および推進」を位置づけることを検討してほしい。	健康福祉 政策課	P23 の主要事業の「互いに支える地域福祉の充実」に以下のとおり追加します。 「・地域福祉計画の策定および推進」 福祉全般にかかる総合的な計画策定を位置づけるため。	挿入	提案
13 26	[地域の多面的機能を有する農林業の活性化] タイトルを「農林業の活性化と多面的機能の発揮」とした方が良い。	農政課	P16・26・27・33 の該当箇所を以下のとおり修正します。 「地域の多面的機能を有する農林業の活性化」 「多面的機能を有する農林業の活性化」 多面的機能が農林業についての説明であることを明確にするため。	書き換え	提案
14 26	[地域の多面的機能を有する農林業の活性化] 「また、農業基盤の整備や産地化を図る中で、安定的な担い手を育成します。」を「また、 <u>優良な農地の確保と農業基盤の整備や産地化</u> を図る中で、安定的な担い手を育成します。」とされてはどうか。（農業のもつ多面的な機能を十分に発揮するためにも、継続的な生産活動を通じて農業生産にとって最も基礎的な資源である農地を保全・確保する必要があるため。） （関係法令等） 「農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）」 「農用地等の確保等に関する基本指針（平成 12 年 3 月農林水産省）」 「しがの農林水産ビジョン（平成 13 年 3 月滋賀県）」 「滋賀県農業振興地域整備基本方針（平成 14 年 3 月滋賀県）」	農政課	素案のとおりとします。 （P26 は産業面での記述ですが、土地利用については、優良農地の保全を図ることも意図して、P28 基盤整備において「計画的な土地利用・基盤整備の推進」を掲げています。） 参考 P28 「地域の自然環境と共生した効率的な土地利用、基盤整備を進めるため、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律、森林法等の適切な運用により、守るべき地域と活かすべき地域など土地利用の方向性を明らかにします。」（ <u>下線部</u> は他の意見により今回修正） 「幹線道路整備などともなう無秩序な土地利用を抑制し、自然環境に配慮しながら計画的な周辺市街地整備を図ります。」	素案のとおり	提案
15 26	[地域の多面的機能を有する農林業の活性化] 「地産地消型農業」「地産地消」	環境 こだわり 農業課	P26 の該当箇所を以下のとおり修正します。 「... <u>地域内流通</u> 、 <u>地産地消型農業</u> を推進します。」 「... <u>地域内流通を図る</u> 、 <u>地産地消の農業</u> を推進します。」 地産地消型農業の用語が不適切なため。	書き換え	参考
16 26	[地域の多面的機能を有する農林業の活性化] 「木造公共施設の整備」についての記述をお願いしたい。 （例：水源かん養や地域の環境保全にも寄与する林業については、適時適切な森林整備や林道・作業道などの基盤整備を進めます。また、木造公共施設の整備をはじめ地元材の利用促進を図るなど森林資源の有効活用に取り組みます。）	東近江地域 振興局	P26 の該当箇所を以下のとおり修正します。 「...とともに、 <u>地元材</u> の利用促進への支援や間伐材の利用など...」 「...とともに、 <u>公共事業</u> への活用など地元材の利用促進への支援や間伐材の利用など...」	書き換え	提案
17 27	[地域の多面的機能を有する農林業の活性化] 「・農業基盤整備（土地改良、かんがい排水、・・・）」を「・農業基盤整備（ほ場整備、かんがい排水、・・・）」に変更してはどうか。	耕地課	P27 の該当箇所を以下のとおり修正します。 「・農業基盤の整備（ <u>土地改良</u> 、かんがい排水、・・・）」 「・農業基盤の整備（ <u>ほ場整備</u> 、かんがい排水、・・・）」	書き換え	提案
18 28	[市内道路ネットワークの充実] 「河川改修にあわせ、愛知川両岸地域の連携を高める、新橋構想の推進を図ります。」と記述されているが、橋の整備を含めた道路整備は、必ずしも河川改修にあわせて行なう事業ではないので、「河川改修にあわせ」を削除していただきたい。	東近江地域 振興局	P28 の該当箇所を以下のとおり修正します。 「 <u>河川改修</u> にあわせ、愛知川両岸地域の連携を高める、新橋構想の推進を図ります。」 「 <u>愛知川</u> 両岸地域の連携を高める、新橋構想の推進を図ります。」 新橋については、河川整備に左右されることなく構想の推進を図っていきます。	書き換え	提案

滋賀県事前協議での意見および対応

各項目のページ数は、素案中間修正案に対応しています。

頁	意見等	担当課等	考え方	対応方法	県回答
19 28	<p>[計画的な土地利用・基盤整備の推進]</p> <p>29 ページの枠内の【主要事業】には「・地籍調査の推進」を入れておられるが、28 ページにはこれがないため、例えば「効率的な土地利用、基盤整備を進めるため、都市計画法や」とあるのを「効率的な土地利用、基盤整備を進めるため、土地情報の整備を図るとともに、都市計画法や」というように、地籍調査に関する文言を加え、28 ページと 29 ページ相互の記述を整合させ、より明確にしていきたい。</p> <p>参考 全国の 77% の市町村が地籍調査に着手している。(滋賀県 40%) 全国進捗率 45% (滋賀県 10%)</p> <p>滋賀県の方針 「土地は人とともに行政にとっても、また県民にとっても大切な資源です。この大切な土地についてその位置や面積を明確にすることは今日の土地政策の基本であり、災害に強い街づくりや人にやさしい街づくりに不可欠です。このため県では県内全域の地籍調査を進め、一日も早く県土の地籍を明確にすることとしています。市町村や関係団体と連携をとって、地籍調査への取組を強化します。」</p>	県民生活課	<p>素案のとおりとします。</p> <p>(地籍調査については、P28 に記載はありませんが、施策項目として掲げる「計画的な土地利用」の施策の方向性に沿った取り組みとして主要事業に位置づけています。なお、計画では、施策の方向と記載が一致していない主要事業は他にもあるところです。)</p>	素案のとおり	提案
20 28	<p>[計画的な土地利用・基盤整備の推進]</p> <p>「地域の自然環境と共生した効率的な土地利用、基盤整備を進めるため、都市計画法や農地法、森林法等の適切な運用により、守るべき地域と活かすべき地域など土地利用の方向性を明らかにします。」を「地域の自然環境と共生した効率的な土地利用、基盤整備を進めるため、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法等の適切な運用により、守るべき地域と活かすべき地域など土地利用の方向性を明らかにします。」とされてはどうか。</p> <p>(国土利用計画法第 9 条に基づき土地利用基本計画を知事が定めており、それらは都市、農業、森林、自然公園および自然保全の 5 地域区分ならびに土地利用の調整等に関する事項について定めているため。</p> <p>(関係法令等) 「国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号)」 「農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)」</p>	農政課	<p>P28 の該当箇所を以下のとおり修正します。</p> <p>「...基盤整備を進めるため、都市計画法や農地法、森林法等の...」 「...基盤整備を進めるため、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律、森林法等の...」</p> <p>計画の意図と法律内容からいわゆる農振法が適当と考えます。主な関係法令としては、3 種類程度の列挙にとどめたいと考えます。</p>	書き換え	提案
21 29	<p>[河川整備・治山対策の推進]</p> <p>「愛知川、八日市新川(蛇砂川)などの河川改修や」 「愛知川、八日市新川(蛇砂川)などの河川改修の促進や」 (愛知川や八日市新川の河川改修は、主に滋賀県が行うことから)</p>	河港課	<p>P29 の該当箇所を以下のとおり修正します。</p> <p>「愛知川、八日市新川(蛇砂川)などの河川改修や...」 「愛知川、八日市新川(蛇砂川)などの河川改修の促進や...」</p> <p>事業主体が滋賀県知事であることを明確にするため。</p>	書き換え	提案
22 29	<p>[計画的な土地利用・基盤整備の推進]</p> <p>「・都市計画区域の設定」について</p> <p>都市計画区域は、あらかじめ関係市町村等の意見を聞いた上で知事が指定するものであり、これを踏まえた表現に修正されたい。(「都市計画区域の検討」等)</p>	予算調整課	<p>P29 の主要事業中の該当箇所を以下のとおり修正します。</p> <p>「・都市計画区域の設定」 「・都市計画区域設定の促進」</p> <p>設定主体が滋賀県知事であることを明確にするため。</p>	書き換え	要請
23 30	<p>[(1) 協働のまちづくりの推進]</p> <p>「市民とボランティア団体、NPO、行政の協働」 「市民、ボランティア団体、NPOと行政の協働」 (イメージ図からだとこのように修正されてはどうか。)</p>	県民文化課	<p>P30 の該当箇所を以下のとおり修正します。</p> <p>「市民とボランティア団体、NPO、行政の協働」 「市民、ボランティア団体、NPOと行政の協働」</p>	書き換え	参考

滋賀県事前協議での意見および対応

各項目のページ数は、素案中間修正案に対応しています。

頁	意見等	担当課等	考え方	対応方法	県回答	
24	32	[(5) 行政の役割] 個人情報保護に対する新市の取組についても記述すべきである。 住基ネットが本格稼働する等、個人情報保護対策は、今後の行政運営の中で重要な位置を占めるものと考えられるため。	市町村 振興課	P32 の該当箇所を以下のとおり修正します。 「また、各種公的施設を情報ネットワークにより結び、行政サービスの迅速化や、効率的で効果的な施策展開に努めます。」 「また、各種公的施設を情報ネットワークにより結び、行政サービスの迅速化や、効率的で効果的な施策展開に努めます。あわせて、行政の持つ個人情報の保護に努めます。」 個人情報保護の取り組みを明確にします。	挿入	提案
25	33	[地域文化の保存・継承・創造] 「平和祈念館（仮称）建設事業」について 場所が未決定であることを前提として修正されたい。 (「平和祈念館（仮称）の誘致」として、県事業から外し、市町村事業の場所に移す。等)	予算調整課	P33 の県事業中の該当箇所を削除し、P25 の新市の主要事業「地域文化の保存・継承・創造」に以下のとおり追加します。 「平和祈念館（仮称）の誘致」 同事業への姿勢が変わるわけではありませんが、県の指摘もあり、県事業の誘致を新市の施策として推進することとします。	挿入	要請
26	33	[地域の多面的機能を有する農林業の活性化] 県事業として追加してはどうか。 ・地域用水環境整備事業 ・一般農道整備事業 ・農村環境整備事業 県事業名の修正 中山間総合整備事業 中山間地域総合整備事業 水質保全事業 水質保全対策事業	耕地課 農村整備課 東近江地域 振興局 愛知川流域 田園整備 事務所	P33 は県事業についての項目であり、国営や団体営事業について整理するとともに県事業の追加、名称修正を以下のとおりとします。(国営、 団体営) 快適な暮らしを支える良好な住環境づくり 削除 「地域用水機能増進事業」 追加 「地域用水環境整備事業」 多面的機能を有する農林業の活性化 削除 「農業用水再編対策事業」 「基盤整備促進事業」 「地域用水機能増進事業」(再掲) 「神崎川下流土地改良事業」 追加 「地域用水環境整備事業」(再掲) 「一般農道整備事業」 「農地環境整備事業」 修正 「中山間総合整備事業」 「中山間地域総合整備事業」 「水質保全事業」 「水質保全対策事業」 「国営農業水利施設新愛知川農業水利事業」 「国営かんがい排水事業」(国事業) P27 主要事業の「多面的機能を有する農林業の活性化」に以下のとおり追加します。 「国営農業水利施設新愛知川農業水利事業の推進」 P33 の項目名を以下のとおり修正します。 「【主な県事業】」 「【主な県事業等】」 愛知川第2ダム事業は国営事業ですが、良質米の生産を支える安定した農業用水確保のため、国や県とともに事業の推進を図ることとして P33 の事業に挙げるとともに、新市の主要事業にも位置づけることとします。なお、県事業の項目に一部国営事業を掲載することとなりますので、項目名を「主な県事業等」に修正します。 ・「地域の多面的機能を有する農林業の活性化」は、「多面的機能を有する農林業の活性化」と修正します。(他の意見により今回修正)	書き換え 挿入 削除	要請
27	33	[4 . 県事業の推進] 国営事業 農業用水再編対策事業 国営農業水利施設新愛知川農業水利事業 神崎川下流土地改良事業 団体営事業 基盤整備促進事業 地域用水機能増進事業	耕地課 東近江地域 振興局 愛知川流域 田園整備 事務所	P33 の該当箇所を以下のとおり修正します。 「河川整備・治山対策の推進」 「河川整備、治山・砂防対策の推進」 砂防対策については、新市の東部地域をはじめ重要な県事業として実施されていることから。	書き換え	要請